

令和6年 第2回
士幌町議会臨時会

説明資料

令和6年5月10日

議案第1号 説明資料

1 工事名	道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事（建築主体）
2 工事場所	士幌町字下居辺西2線134番地
3 入札執行日時	令和6年4月30日 午前9時00分
4 指名業者名	萩原建設工業株式会社 川田工業株式会社 北斗産業株式会社 株式会社市川組 藤原工業株式会社 株式会社ネクサス 武田建設株式会社 株式会社佐藤工務店 株式会社高橋組 株式会社平田建設
5 入札経過	第1回決定
6 予定価格	440,275,000円（税込）
7 落札率	97.94%
8 最高入札金額	440,000,000円（税込）
9 工事概要	R C造地上3階地下1階建 延べ床面積 3,593.88m ² ・大浴場、客室及びレストランの改修一式 ・フロント及び事務所の配置換えに伴う改修一式

議案第2号 説明資料

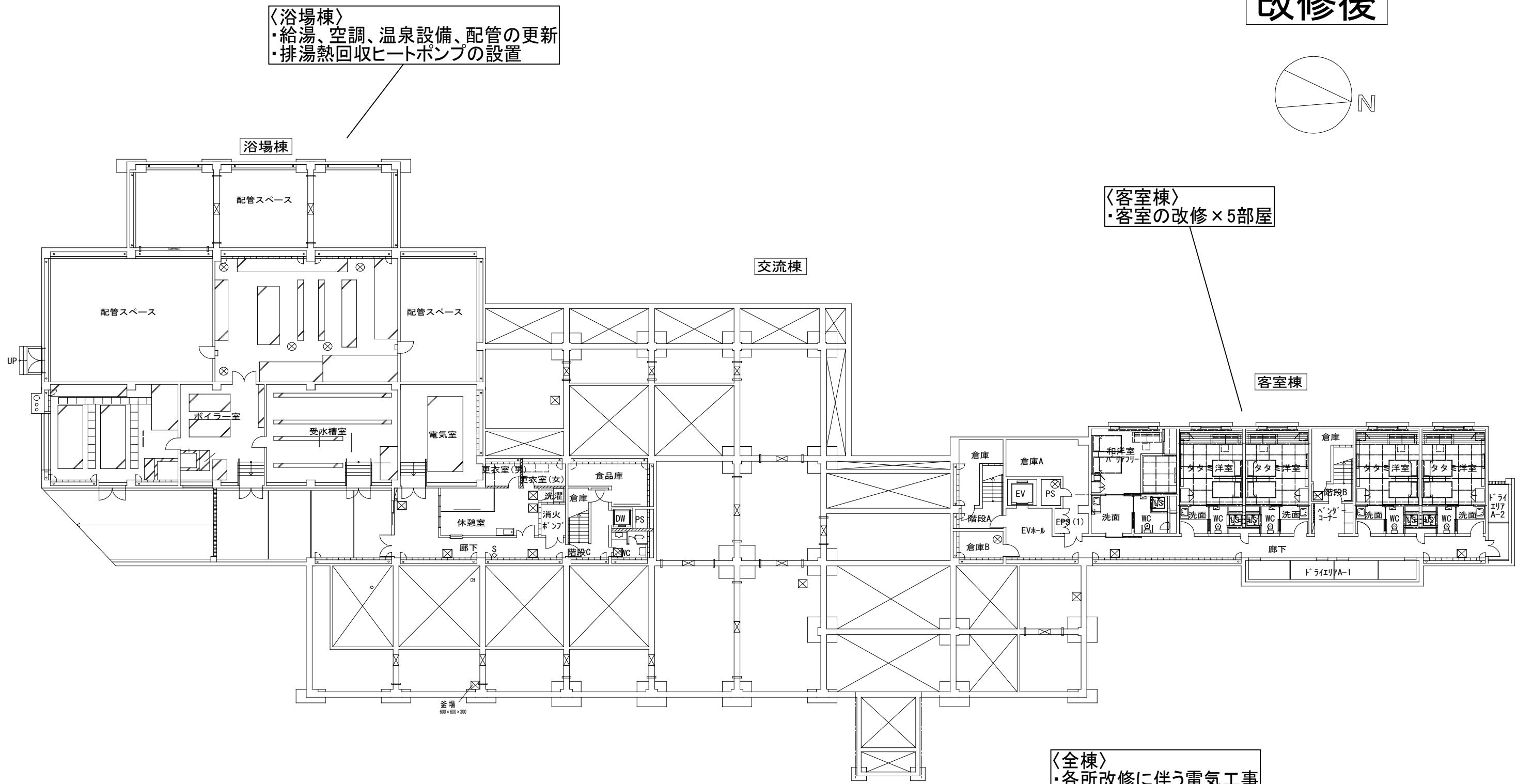
1 工事名	道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事（電気設備）
2 工事場所	士幌町字下居辺西2線134番地
3 入札執行日時	令和6年4月30日 午前9時00分
4 指名業者名	川岸電設株式会社 大昭電気工業株式会社 株式会社北口電器商会 士幌電設株式会社 株式会社振興電気 加藤電気工業株式会社 光和電建有限会社
5 入札経過	第1回決定
6 予定価格	85,965,000円（税込）
7 落札率	97.53%
8 最高入札金額	84,821,000円（税込）
9 工事概要	R C造地上3階地下1階建 延べ床面積 3,593.88m ² ・建築主体及び機械設備改修に関する電気工事一式

議案第3号 説明資料

1 工事名	道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事（機械設備）
2 工事場所	士幌町字下居辺西2線134番地
3 入札執行日時	令和6年4月30日 午前9時00分
4 指名業者名	池田暖房工業株式会社 帯広営業所 三洋興熱株式会社 フジ暖房工業株式会社 熱原設備株式会社 株式会社奥原商会 株式会社笹原商産 森設備工業株式会社 株式会社王勝設備 有限会社丸イ末永金物店 有限会社小椋商事
5 入札経過	第1回決定
6 予定価格	694,859,000円（税込）
7 落札率	98.10%
8 最高入札金額	693,000,000円（税込）
9 工事概要	R C造地上3階地下1階建 延べ床面積 3,593.88m ² ・給湯、温泉設備及び各配管等の更新一式 ・排湯熱回収ヒートポンプ（空調設備）等の設置一式

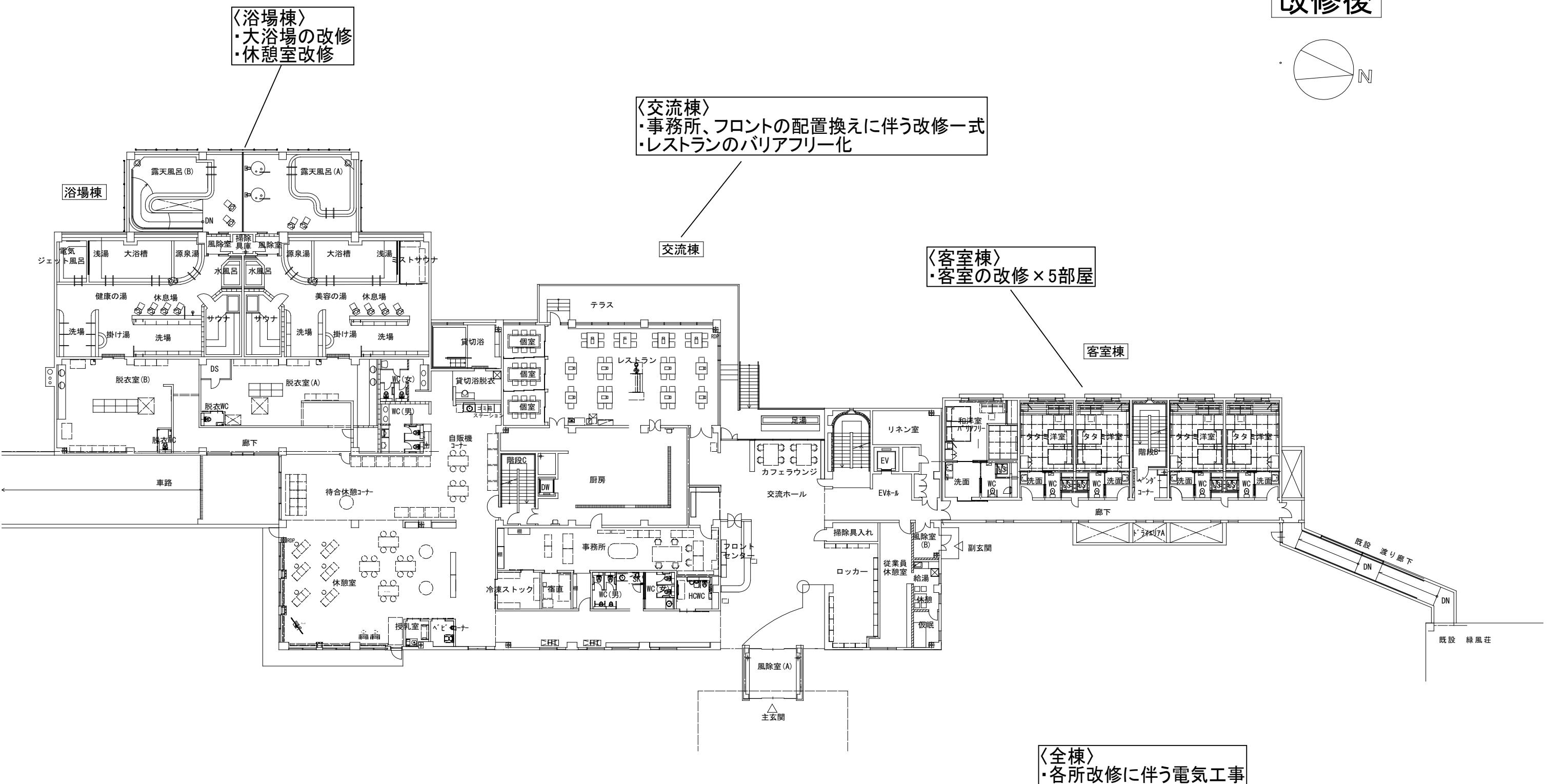
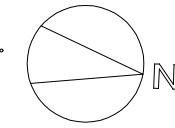
道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事

改修後



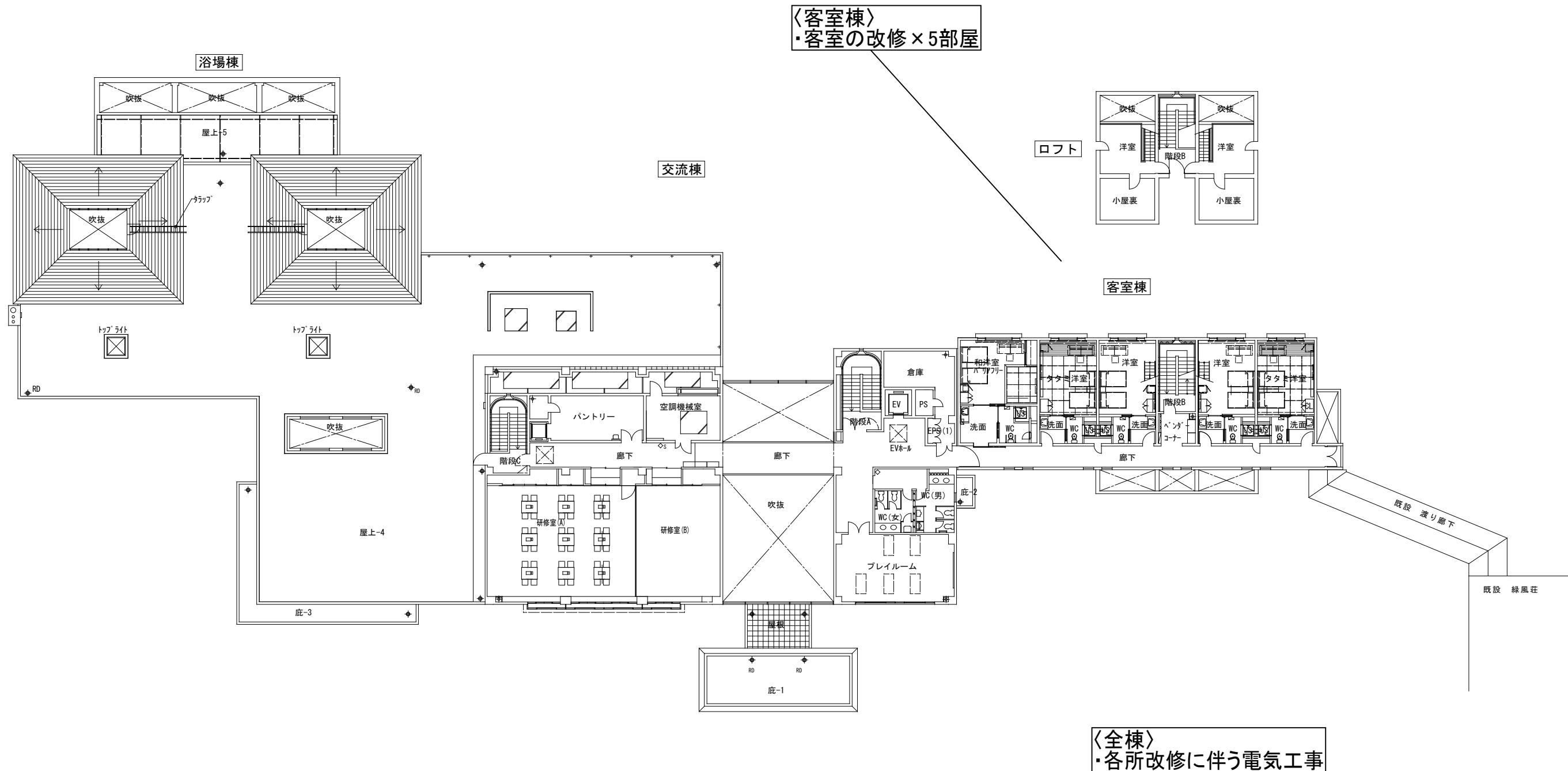
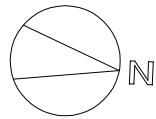
道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事

改修後



道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事

改修後



議案第4号 説明資料

1 入札執行日時 令和6年4月30日 午前9時00分
2 指名業者名 コマツ道東株式会社 帯広支店
北海道運搬機株式会社 帯広支店
3 入札経過 第1回決定
4 予定価格 31,274,760円（税込）
5 落札率 71.75%
6 最高入札金額 31,350,000円（税込）
7 概要 14t級車輪式（マルチプラウ） 1両
納入期限：令和7年3月24日

士幌町町税条例の一部を改正する条例の要旨	
目的	地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日付けて公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本町においても、所要の改正を早急に行う必要がある。
概要	<p>1 主な改正内容 令和6年度税制改正（地方税関係）の要旨のとおり</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日 令和7年4月1日 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日</p>

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

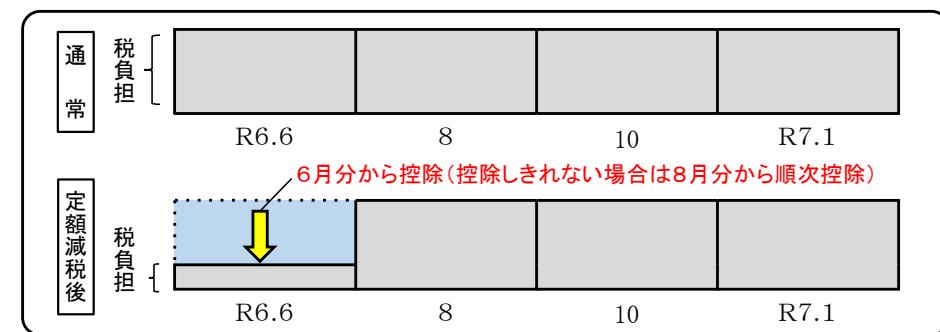
① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



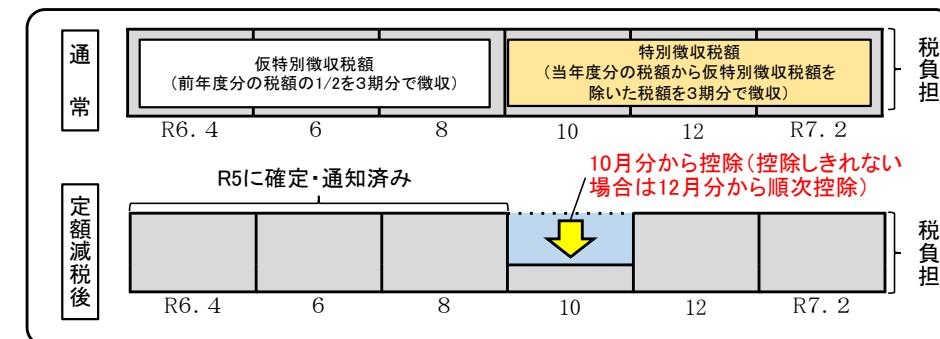
② 普通徴収 (事業所得者等の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。

令和6年度税制改正（地方税関係）の要旨

税目・改正項目	改正内容	条例	地方税法等	適用期日等
個人市民税 1. 寄附金税額控除	公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備。	第34条の7	第314条の7	公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日
2. 町民税の減免	○職権による減免を可能とする規定の追加。	第51条	第323条	令和6年4月1日
3. 公益法人等に係る町民税の課税特例	○改正に伴い、課税特例を削除。	附則第4条の2	附則第3条の2の3	公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日
4. 令和6年度分の個人市民税の特別税額控除	○令和6年度分の個人市民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割から特別税額控除額を控除する。	附則第7条の5	附則第5条の8	令和6年4月1日
5. 令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例	○給与所得に係る特別徴収について、均等割及び所得割とともに令和6年6月において徴収せず、特別税額控除後の税額を同年7月から翌年5月までの11カ月で徴収する。 普通徴収について、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、控除しきれない金額は、第2期分以降の税額から順次控除する。	附則第7条の6	附則第5条の9	附則第5条の11
6. 令和6年度分の公的年金等に係る個人の町民税に関する特例	○公的年金等の所得に係る特別徴収について、令和6年10月1日以降最初に支払いを受ける公的年金等の所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、控除しきれない金額は、同年12月以降の税額から順次控除する。	附則第7条の7	附則第5条の7	附則第5条の11

議案第5号 説明資料

税目・改正項目	改正内容	条例	地方税法等	適用期日等
個人住民税 7. 令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除	○控除対象配偶者以外の同一世帯配偶者を有する者（納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者）の所得割の額から特別税額控除額を控除する。	附則第7条の8 附則第5条の12	令和6年4月1日 令和7年4月1日	
固定資産税 1. 固定資産税の非課税の範囲	○法改正に伴い、改正する。	第56条 第348条	第367条	令和6年4月1日
2. 固定資産税の減免	○職権による減免を可能とする規定を追加。	第71条	第367条	令和6年4月1日
3. 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特別措置のうち、一定のハイオマス発電設備について、わがまま特例の割合（7分の6）を定める規定を新設。	附則第10条の2 附則第15条	附則第15条	附則第15条の3 規則附則第7条
4. 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとするものに基づき申告	○認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設。	附則第10条の3 附則第15条の7	附則第10条の3 規則附則第7条	附則第15条の3 規則附則第7条
5. 令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例	○地価等の下落が見られる場合、据置年度（令和7年度又は令和8年度）において価格の下落修正ができる特例措置を継続する。	附則第11条の2 附則第17条の2	附則第11条の2 附則第17条の2	附則第11条の2 附則第17条の2
6. 令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例	○土地に係る固定資産税の負担調整措置（価格が上昇した場合、税負担の急激な上昇を緩和すべく課税標準額を調整する措置）を令和6年度から令和8年度の3年間延長する。	附則第12条 附則第13条	附則第18条 附則第19条	附則第18条 附則第19条

議案第5号 説明資料

税目・改正項目	改正内容	適用期日等
特別土地保有税の減免	○職権による減免を可能とする規定の追加。 (平成15年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は実施しない。)	第139条の3 第605条の2 令和6年4月1日

【その他】

引用条項及び文言の整理	○法律の改正による、引用条項のズレを修正、文言の整理を行う。
-------------	--------------------------------

土幌町町税条例（昭和43年条例第15号）新旧対照表

改正案	現 行
(寄附金税額控除)	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7 第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金</p> <p>並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2 第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第26条の3 第1項第3号アからウまでに掲げるもの（法第314条の7 第1項第2号及び第4号に掲げる寄附金を除く。）を支出した場合には、法第314条の7 第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 (略) (町民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定により 町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>
	<p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7 第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2 第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第26条の3 第1項第3号アからウまでに掲げるもの（法第314条の7 第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）を支出した場合には、法第314条の7 第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 (略) (町民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定により 町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必</p>

現 行	改正案
有に属しないものでは当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。	有に属しないものでは当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 第71条 (略) (固定資産税の減免)
2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 <u>当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認めると認める場合は、この限りでない。</u>	2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 第71条 (略) (1)～(6) (略) (固定資産税の減免)
3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。	3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。 (特別土地保有税の減免)
4 第139条の3 (略)	4 第139条の3 (略) 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) (略)

改正案	現 行
<p>3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。</p> <p>附 則</p>	<p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるとこりにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6</u></p>

改正案	現 行
<p>項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</p> <p>(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)</p> <p>第七条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるとところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をい。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をい。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この号において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」とい</p>	

改正案	現 行
<p>う。) に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれ以外の納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額</p>	

改正案	現 行
<p>控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</p> <p>2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）</p> <p>第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」といいう。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるとところによる。</p> <p>（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この</p>	

改正案	現 行
<p>項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおいてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控</p>	

改正案	現 行
<p>除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」とい う。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額ではないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおいてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額ではないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおいてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の</u></p>	

改正案	現 行
<p>10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおける税額はものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間ににおける税額はものとし、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間ににおける税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間ににおいてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用について</p> <p>は、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間ににおける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定め</p>	

改正案	現 行
<p>るところによる。</p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおいてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおける税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間ににおいてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別</u></p>	

改正案	現 行
<p>る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかるわらず法附則第6条第5項に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、<u>第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は7分の6とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかるわらず法附則第6条第5項に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、<u>前3条並びに附則第8条第2項」とする</u>「前3条」とあるのは、<u>「前3条並びに附則第8条第2項」とする</u>。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

改正案	現 行
12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
14 法附則第15条第32項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第32項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
15 法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	14 法附則第15条第33項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	15 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
17 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	16 (略)
18 (略)	16 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。	3 (略)
4 (略)	4 (略)

改正案		現 行
5	(略)	<u>4</u> (略)
6	(略)	<u>5</u> (略)
<u>7</u>	法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	<u>6</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(7)	(略)	(1)～(7) (略)
<u>8</u>	法附則第15条の9第9項の熱損失改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	<u>7</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(6)	(略)	(1)～(6) (略)
<u>9</u>	法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	<u>8</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(6)	(略)	(1)～(6) (略)
<u>10</u>	法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した	<u>9</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した

改正案	現 行
申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	<p>申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>13 (略)</p>
	<p>10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第12条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>12 (略)</p>
	<p>12 (略)</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>

改正案	現 行
<p>第11条 (略)</p> <p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度</u>又は<u>令和4年度</u>適用土地又は<u>令和4年度</u>類似適用土地であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この</p>	

改正案	現 行
<p>条において同じ。) に100分の5 _____ を乗じて得た額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>条において同じ。) に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等調整固定資産標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

改正案	現 行
<p>る固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれら</u>の規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれら</u>の規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p>	<p>る固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれら</u>の規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれら</u>の規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当</u></p>

改正案	現 行
<p>該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>（略）</p> <p>（免税点の適用に関する特例）</p> <p>第14条 附則第12条、第13条又は第13条の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらとの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税</p>	

改正案	現 行
<p>については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等にかかる事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p>	<p>については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等にかかる事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p>

改正案		現 行
2 (略)	2 (略)	
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。 (1)～(4) (略)	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。 (1)～(4) (略)	
(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>	(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>	
4 (略)	4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第17条 (略)	
	2 (略)	
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。 (1)～(4) (略)	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。 (1)～(4) (略)	
(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>	(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>	
	(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第18条 (略)	
2～4 (略)	2～4 (略)	
5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。 (1)～(4) (略)	5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。 (1)～(4) (略)	
(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>	(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>	

改正案	現 行
の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)
第20条 (略)	第20条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)
第20条の2 (略)	第20条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

改正案		現 行
3・4 (略)		3・4 (略)
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)
(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>		(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)		(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)
第20条の3 (略)		第20条の3 (略)
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)
(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>		(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>
3・4 (略)		3・4 (略)
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)
(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>		(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>
6 (略)		6 (略)

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨

目的	<p>令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準がそれぞれ変更されたことに伴い、令和6年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行された。</p> <p>これを受け、本町においても士幌町国民健康保険税条例の一部の改正を行う。</p>																	
概要	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 後期高齢者支援金分の課税限度額を次のように引上げる。</p> <table border="1" data-bbox="427 983 1353 1095"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>引上げ額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td><td>22万円</td><td>24万円</td><td>2万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を次のように引上げる。</p> <table border="1" data-bbox="367 1236 1431 1573"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割軽減</td><td>43万円+<u>29</u>万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)</td><td>43万円+<u>29.5</u>万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)</td></tr> <tr> <td>2割軽減</td><td>43万円+<u>53.5</u>万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)</td><td>43万円+<u>54.5</u>万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>	区分	改正前	改正後	引上げ額	後期高齢者支援金分	22万円	24万円	2万円		改正前	改正後	5割軽減	43万円+ <u>29</u> 万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>29.5</u> 万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	43万円+ <u>53.5</u> 万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>54.5</u> 万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
区分	改正前	改正後	引上げ額															
後期高齢者支援金分	22万円	24万円	2万円															
	改正前	改正後																
5割軽減	43万円+ <u>29</u> 万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>29.5</u> 万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)																
2割軽減	43万円+ <u>53.5</u> 万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>54.5</u> 万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)																

土幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）新旧対照表

改正案		現 行
	(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。	4 (略)	4 (略)
	(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
	第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）の合算額とする。	
	(1) (略)	(1) (略)
	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、 <u>43万円</u> に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得	第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）の合算額とする。
	(1) (略)	(1) (略)
	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、 <u>43万円</u> に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、 <u>43万円</u> に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得

改正案	現 行
<p>た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>